

日本保健医療大学における公的研究費の使用に関する行動規範

令和5年4月1日

日本保健医療大学 学長 名取道也

大学における科学研究は、国民の信頼とそれに基づいた国民からの負託によって支えられている。とりわけ、公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであって、それを起こした研究者が所属する大学だけでなく、日本における科学技術振興体制にも多大な影響を及ぼすものである。

日本保健医療大学（以下「本学」という。）では、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、大学の学術研究業務に対する国民の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動（態度）の基準を行動規範として以下のとおり定めることとする。

本学の教員及び事務局職員等（以下「教職員」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 教職員は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 教職員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 教職員は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務局職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう、努めなければならない。
5. 教職員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の疑惑や不信を招くことのないよう、公正に行動しなければならない。
6. 教職員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

以上